

大垣市民病院・債権回収業務を 東京の弁護士法人に丸投げ

9月14日、市民病院に関する委員会が開催され、市民病院の22年度公営企業会計決算の認定について審査されました。私はその中で、弁護士法人に委託した個人未収金の回収について質問しました。今週は、この問題について、取り上げました。

大垣市議会議員 笹田トヨ子

**東京の弁護士法人に、
相談・集金・不明者の居住調査を委託
経費は成功報酬で31.5%**

市民病院は、今年平成23年2月より東京の弁護士法人に債権回収業務を委託しています。

委託の業務内容は文書や電話による支払い案内業務、支払い方法の相談業務、集金業務、住所不明者の居住住所調査業務などで、委託対象者は原則発生から1年以上経過し、住所等不明な方や督促に応じない滞納者ということです。経費は完全成功報酬制で、回収金額の31.5%を支払うというものです。（12月議会市民病院に関する委員会議事録）

今回は22年度決算で、23年2月から3月末までの実績が報告されていました。弁護士法人に委託した金額は5126万8020円で、この3月31日までの回収実績は471万5840円となり、2か月で1,485,489円の成功報酬を得ています。

弁護士委託の背景は 最高裁判決

市民病院が弁護士法人に滞納分の回収を委託した背景には、今までは公法上の債権として5年の消滅時効期間で不納欠損としていたが、最高裁判決により、公立病院の診療に関する債権は私法上の債権であると判断されたため、今後私法上の債権として、3年の消滅時効期間を経過した後に滞納者による時効の援用があれば、不納欠損という扱いとなります。（滞納者からの時効の援用の申し立てがなければ、不納欠損処理はできません。）

私は委員会の中で、時効の援用による不納欠損処理はどれだけあったのか質問すると1件のみでした。これは、弁護士法人から支払いを迫られた滞納者のほとんどが、「時効の援用」について知らなかったのではないかと思います。「時効の援用について周知したのか」質問すると、病院からはしていないということでした。

悪質滞納者と生活困窮者滞納を区別せず請求

この間、弁護士法人から生活保護受給者にも未収金の取り立て文書が届いたなど、支払い能力のない人に対して医療費の滞納分の取り立てが行われています。

厚労省は、医療費の滞納問題について、「生活困窮」と「悪質滞納」が主要な発生原因で、生活困窮者については一部負担金減免制度の適切な運用などきめ細かな対応を求めています。今回の市民病院のやり方は「悪質滞納者」と「生活困窮者」を区別することなく、すべての未収金回収を弁護士法人に丸投げしました。

本来なら市民病院として悪質滞納者と生活困窮者の区別を行い、支払い能力のない生活困窮者に対しては、医療費の納付相談の中で時効の援用手続きなど適切な対応を行うべきではないでしょうか。

市民病院153.01%の利益増

大垣市民病院の22年度の業務実績は、入院患者数、外来患者数ともに増加しています。そして経営状態も当年度純利益16億4788万4577円と前年度と比べて9億9657万1895円（153.01%）増加しました。

お困りの方は相談下さい

失業、売り上げの減少等で国民健康保険の支払いも困難な方もお見えになります。これらの方も一律に・一方的に取り立てる今回の行為は許すことは出来ません。消滅時効の申請等で支払い猶予は出来ます。勇気をもってぜひ相談してください。Tel・78-6865まで

